第9 サウナ設備

1 用語の定義

- (1) サウナ設備とは、対流型サウナ設備及び放射型サウナ設備をいう。
 - ア 対流型サウナ設備とは、対流型電気サウナ設備及び対流型蒸気サウナ設備をいう。
 - (ア) 対流型電気サウナ設備とは、電気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる熱対流装置で、 高温低湿の空気をつくる設備をいう。
 - (4) 対流型蒸気サウナ設備とは、蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる熱対流装置で、高温低湿の空気をつくる設備をいう。
 - イ 放射型サウナ設備とは、放射型ガスサウナ設備及び放射型電気サウナ設備をいう。
 - (7) 放射型ガスサウナ設備とは、ガスを熱源とするもので、燃焼制御装置と熱放射装置とからなり、熱放射管の中でガスを燃焼させることにより、熱放射管表面から加熱された遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気をつくる設備をいう。
 - (4) 放射型電気サウナ設備とは、電気を熱源とする放射体から遠赤外線を含む電磁波を発生させる熱放射装置で、直接人体を加温するとともに、高温低湿の空気をつくる設備をいう。
- (2) サウナ室とは、対流型サウナ室及び放射型サウナ室をいう。
 - ア 対流型サウナ室とは、対流型サウナ設備の熱対流装置を設け、室温の上昇及び熱対流により人体の発汗 を促進させる室をいう。
 - イ 放射型サウナ室とは、放射型サウナ設備の熱放射装置を設け、室温の上昇及び熱放射により、人体の発 汗を促進させる室をいう。
- (3) サウナ室の前室とは、サウナ室の出入口に面し、サウナ室の出入口に供する床面積3.3㎡以下の室をいう。
- (4) 燃焼制御室とは、放射型ガスサウナ設備の燃焼制御装置(ガスバーナーの燃料遮断弁、燃焼用ファン、その他の燃焼を制御する装置)を設置する室をいう。
- (5) 小規模サウナ室とは、サウナ室のうちサウナ設備の入力の合計が2kW以下の対流型小規模サウナ室及び 放射型小規模サウナ室(電安政令別表第1に規定する電気サウナバスに限る。)をいう。

2 条例等の運用

条例・条則の運用にあっては、次によること。

- (1) 第3章第1節第1「共通事項」(1.(12).(13).(14).(17)を除く。)によること。
- (2) 下記サウナ室の設置要領に適合していれば、条例第7条の2の規定に適合しているものとして扱う。 ア 対流型サウナ室の設置要領
 - (ア) 対流型サウナ室を設置する場所は、次によること。
 - a 避難階又は避難階まで直接通じている階段による2方向避難が確保されている階に設置すること。 ただし、サウナ室の床面積(同一階にサウナ室が複数ある場合はその合計)が30㎡以下であり、サウ ナ設備に可燃物が容易に接触しないよう特定不燃材料で防護柵が設けられている場合又は可燃物が接 触した場合に電源供給を断つことができる場合で、次のいずれかによるときは、これによらないこと ができる。
 - (a) サウナ室が設置されている階から避難階まで避難することができる屋外階段又は省令第4条の2の3に規定する避難階段若しくは特別避難階段を設置した場合
 - (b) サウナ室が設置されている階から避難階まで避難することができる直通階段(準耐火構造の床若しくは壁又は建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備(建基政令第112条第19項第2号の要件を満たすものに限る。)で区画されたもの)を設置し、かつ、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの(建基政令第121条第1項第3号、同項第6号イ及び第3項に規定するものに限る。)で避難階まで避難することができるものを設置した場合
 - b 高さ31mを超える階、地下2階以下の階及び地下街に設置する場合は、当該対流型サウナ室を設置 する階に排煙設備及び政令第12条に定める技術上の基準に基づくスプリンクラー設備が設けられてい ること。
 - (4) 対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室の構造は、次によること。
 - a 一の対流型サウナ室の床面積(対流型サウナ室の前室の床面積を含む。)は、100㎡以下とすること。

ただし、30㎡を超える場合には出入口を2以上設けること。

- b 対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室は、開口部を除き1時間以上の耐火性能を有する壁及 び床(直上階床を含む。)でつくること。(別図第9-1参照)
- c 対流型サウナ室内の空気を強制循環させるものは、次によること。
 - (a) 電動機、ファン等で熱気の影響を受けるおそれのあるものは、耐熱性のものを使用すること。
 - (b) ダクトを使用する場合は、厚さ1.5mm以上の鋼製のものであり、可燃物と接触しないよう措置すること。
 - (c) 循環ダクトの途中から新鮮空気を取り入れる場合は、その部分に防火ダンパー (特定防火設備 に限る。以下第9サウナ設備の項において同じ。) を設けること。
- d 対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室の開口部(換気口を除く。)は、次によること。
 - (a) 出入口とびら及びその他の開口部を設ける場合は、洗場に面する場所であること。ただし、サウナ室の出入口に面している室が不燃区画室の場合又はスプリンクラー設備により警戒されている場合の当該室(以下当該室及び洗場を「洗場等」という。)はこの限りでない。

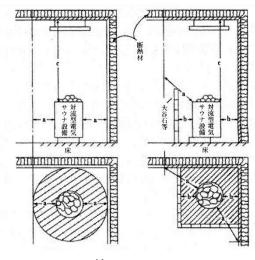
なお、2以上のサウナ室を直接出入りすることができる構造としないこと。また、屋外に面する開口部を設ける場合は、開口部を特定防火設備とすればこの限りでない。

- (b) 出入口とびらは、次のいずれかとすること。
 - ⑦ 常時閉鎖式防火戸又は別図第 $9-2\sim5$ に示す「対流型サウナ室の出入口とびら(その1及びその2)」と同等以上の防火性能を有するものであること。
 - ① 次の条件を満足している場合は、対流型サウナ室の出入口とびらは、別図第9-6、及び7に示す「対流型サウナ室の出入口とびら(その3)」と同等以上の防火性能を有するものであること。
 - ② 対流型サウナ室及び洗場等を含めた部分の壁及び床(直上階床を含む。)は、耐火構造(間柱、下地その他主要な部分を特定不燃材料で造ったものに限る。以下第9において同じ。)であること。
 - ⑤ 洗場等の開口部は、防火戸とし、出入口とびらは常時閉鎖式防火戸であること。
- (c) 対流洗型サウナ室に前室を設け、当該出入口とびらを常時閉鎖式防火戸とした場合は、前(b)によらないことができる。
- (d) 洗場等に面する開口部 (出入口とびらを除く。) は、開口面積が 1 m^2 以下のもの 2 か所以下で、 当該開口部には、Fixの網入りガラスを使用すること。ただし、(b)、①の条件を満足している場合の開口部の面積は、これによらないことができる(別図第 9-8 参照)。
- e 対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室の換気口は、次によること。
- (a) 給排気口は、屋外又は洗場等に面する部分に設けること。
- (b) 給排気口は、出入口とびらに設けないこと。
- (c) 給排気口には、手動及び自動的に閉鎖できる厚さ1.5mm以上の鋼製ダンパーを設けること。ただし、給排気口に開口面積が100c㎡以下の金属管等を使用し、床面近くに設けた場合は、給排気口にダンパーを設けないことができる。
- (d) 材質は、特定不燃材料とし、耐火構造の壁に固定すること(別図第9-9参照)。
- (e) 給排気口は、対流型サウナ室の天井面より50cm以上下方の部分に設けること。ただし、屋外に面する部分に設ける場合は、これによらないことができる。
- f 対流型サウナ室の壁及び天井等に使用する断熱材には、特定不燃材料を使用すること(別図第9-1及び第9-10参照)。
- g 対流型サウナ室の前室の天井、壁及び床室内に面する仕上げは、化粧モルタル等の特定不燃材料 とすること。
- h 対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室には、他の用途に供するダクト、ガス管及び電線等が 貫通していないこと。
- i 対流型サウナ室に設ける温度計、温度調節器及び照明器具等の金属部分は、可燃材料と直接接触 しないようにすること。
- i 対流型サウナ室には、カーペット及びその他の可燃性の敷物を使用しないこと。
- (ウ) 対流型サウナ設備の構造及び設置位置は、次によること。
 - a 対流型サウナ設備は、床又は壁等に固定するとともに容易に点検、清掃できるよう設置すること。
 - b 対流型サウナ設備は、第9-1図及び第9-1表に示す離隔距離を有すること。ただし、対流型

蒸気サウナ設備は、周囲の可燃物からの距離を10cm以上とすることができる。

なお、電安政令別表第1、六、(7)に規定する電気サウナバスで、電安法第9条に基づく特定電気用品に係る基準に適合することの検査を受けているもの(以下「電気サウナバス適合品」という。)については、当該適合性が確認された設計寸法とすることができる。

- c 電熱機器を用いる対流型電気サウナ設備は、次によること。
 - (a) 電熱機器をベッド及びいす等の下には設置しないこと。
 - (b) 一の電熱機器の入力は、30kW以下とすること。
 - (c) 対流型サウナ室が異常に温度上昇した際、自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を 設けること。この場合、自動停止装置の温度検出装置には、温度ヒューズが組み込まれていること。
 - (d) 対流型電気サウナ設備には、D種接地工事を施すこと。
 - (e) 対流型電気サウナ設備に面する天井、壁及び床の構造は、第9-1図によること。
 - (f) 対流型電気サウナ設備に面する天井部分には、対流型電気サウナ設備の放熱を有効に遮熱できる 防熱板を天井面より15cm以上離して設けること。
- (エ) 対流型サウナ室内の電気配線及び器具等は、次によること。
 - a 電線(器具内配線を含む。)は、次のいずれかによること。
 - (a) MIケーブル
 - (b) けい素ゴム絶縁ガラス編組電線 (JIS C 3323に定めるもの)
 - (c) (a)及び(b)に掲げる電線と同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線



第9-1図

- (注) 1 斜線部分の天井及び壁は、遮熱性を有する特定不燃材料で仕上げること。
 - 2 斜線部分の床は、れんが、モルタル等の特定不燃材料でつくること。

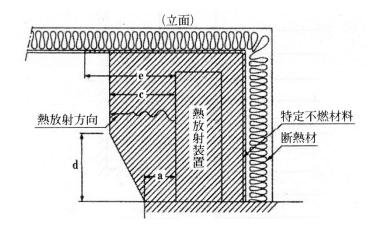
第9-1表

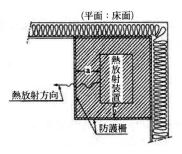
離隔距離	定格消費電力7.5kW以下	7.5kWを超え15kW以下	15kWを超え30kW以下
a	25㎝以上	50cm以上	100cm以上
b	10㎝以上	20cm	以上
С	100㎝以上		

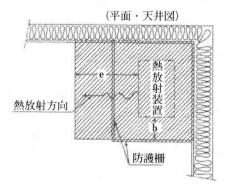
- b 配線はMIケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で1cm 以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した箇所に施設する場合 はこの限りでない。
- c 照明器具等は、耐熱性及び耐湿性を有する構造のものを使用すること。
- d 対流型サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏電電流を有効に感知する装置を設けること。
- (オ) 対流型サウナ設備に設ける消防用設備等は、法令の基準によるほか、次によること。◆

- a 対流型サウナ室が次のいずれかに該当する場合は、消火装置を設けること。
 - (a) 高さ31mを超える階、地下街、地階、無窓階、鉄道高架下の部分に設置する場合
 - (b) 一の対流型サウナ室の床面積が、20㎡を超える場合
- b 対流型サウナ室に設ける消火装置は、次によること。ただし、政令第12条に定める技術上の基準によるスプリンクラー設備が設置されている場合はこの限りでない。
 - (a) 放水圧力が0.1M Pa以上で、かつ、放水量が80 L/min以上の性能を有する開放型スプリンクラーヘッドを設けること。
 - (b) 対流型サウナ室の各部分からスプリンクラーヘッドまでの水平距離が1.7m以下となるよう設けること。
 - (c) 水源容量は、前(b)で設けたスプリンクラーヘッドを有効に20分間放水することができる量以上の量を確保すること。
 - (d) 配管は、JIS G 3442若しくはJIS G 3452に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用し、口径は25mm以上とすること。
 - (e) 起動装置は、押ボタン又は手動式開放弁とし、対流型サウナ室に近接する場所で操作に便利 な位置に設けること。
 - (f) 政令第11条に定める技術上の基準により設置されている屋内消火栓設備から配管を分岐する場合は次によること。
 - ⑦ 前記(a)~(e)の基準を満足すること。
 - ① 屋内消火栓設備との接続部分に止水弁(常時開)を設けること。
 - の 同時使用した場合に、屋内消火栓設備の技術基準の性能を満足すること。
 - ② 消火装置が作動した場合に、作動の確認ができる装置を、常時従業員等がいる場所に設けること。
- c 対流型サウナ室には、次に定める警報装置を設けること。ただし、政令第21条に定める自動火災報知設備が設けられている場合はこの限りでない。
 - (a) 対流型サウナ室には、定温式スポット型感知器(公称作動温度150℃以下)を設けること。
 - (b) 常時従業員等がいる場所に前(a)の感知器が作動したサウナ室を表示する装置及び感知器の作動と連動する音響装置(音圧は音響装置から1m離れた位置で70dB以上)を設置すること。なお、表示はサウナ室ごとに専用とすること。
 - (c) 対流型サウナ室において60dB以上の音量が得られるよう音響装置を設けること。
 - (d) 対流型サウナ室に音響装置を設ける場合、熱的影響の少ない位置(出入口の近くや腰掛け下の 床面に近い位置等)に設置すること。
 - (e) 常時従業員がいる場所の押しボタン等により、有効に火災の発生を報知できる音響装置を設けること。ただし、政令第21条に定める技術上の基準に従い発信機が設置されている場合はこの限りでない。
- (カ) 対流型サウナ設備を設ける室の出入口等の見やすい位置に、条則第5条で定める標識を掲示すること。 イ 放射型サウナ室の設置要領
 - (ア) 放射型サウナ室を設置する場所は、次によること。
 - 放射型サウナ室を設置する場所は、高さ31m以下の階とし、2、(2)、(7)、(7)、(7)、(2) 及び(2)を準用すること。
 - (イ) 放射型サウナ室及び放射型サウナ室の前室の構造は、2、(2)、 \mathcal{T} 、(4)、a、b、d、e、f、g、h、i 及びjを準用するほか、次によること。
 - a 熱放射装置に面する放射型サウナ室の天井、壁及び床は、第9-2図に示す斜線部分を、天井面にあってはロックウール吸音板、壁面にあっては抗火石及び床面にあってはコンクリート、又はこれと同等以上の遮熱性を有する特定不燃材料で仕上げること。
 - b 熱放射装置の熱放射方向には、可燃物等が容易に接触しないよう、特定不燃材料で防護柵を設けること。
 - (ウ) 放射型ガスサウナ設備の構造及び設置位置等
 - a 放射型ガスサウナ設備及び附属設備の構造は、次によること。
 - (a) 燃焼制御装置
 - ⑦ ガスの遮断弁、燃焼用ファン及び燃焼を制御する装置を放射型サウナ室内に設置しないこと。
 - ① 燃焼装置が密閉型のものは、点火する前に燃焼室の4倍以上の空気量で、当該室内の空気の 置換を行うこと。

- ガスの遮断弁は、最高使用圧力に十分耐える構造で、かつ、二重に設置すること。
- ② 燃焼装置には、疑似信号などにより誤作動の起こらないよう炎検知器を設けること。なお、 火が消えた場合、自動的にガスを遮断する構造であること。
- 放射型サウナ室の温度が異常に上昇した時、自動的にガスを遮断することができる自動停止 装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には、温度ヒューズが組み込まれていること。
- 燃焼に必要な空気は、放射型サウナ室以外の場所から供給すること。また、燃焼に必要な空気をファンによって供給する場合は、ファンの作動が風圧スイッチ等によって回路が構成された後でなければ、点火動作が行えない構造であること。
- (b) 熱放射装置
 - ⑦ 熱放射管は、耐熱性及び耐食性のある材料を使用し、かつ、燃焼廃ガスが放射型サウナ室内に もれない構造であること。
 - ① 燃焼排気は、排気筒により有効に屋外へ排出すること。
- b 放射型ガスサウナ設備の設置位置等は、次によること。
 - (a) 一の放射型ガスサウナ設備は、入力が50kW以下のものとし、床面にアンカーボルトで堅固に固定すること。
 - (b) 燃焼制御装置は、専用室等に設けること。
 - (c) 熱放射装置は、放射型サウナ室の防護柵内に設置すること。
 - (d) 熱放射装置は、放射型サウナ室の天井、壁及び椅子等から第9-3図に示す基準により必要な離隔距離を保つこと。
 - (e) 給排気管の放射型サウナ室貫通部分は、その大きさを1,200cm以下とし、有効に防火区画すること。
 - (f) 熱放射装置の周囲は、容易に点検・管理が行えるよう第9-4図により必要な空間を確保すること。
- c 燃焼制御室の構造は、次によること。
- (a) 燃焼制御室の構造は、特定不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり及び屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸が設けられていること。ただし、燃焼制御装置(燃焼装置)から周囲を条例第3条第1項第1号に定める離隔距離を要しない構造とし、又は同号の離隔距離(条例別表第3の「ストーブ(右記に分類されないもの)」を準用)が確保されている場合は、特定不燃材料での区画によらないことができる。
- (b) 燃焼制御室の燃焼空気取入口は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設ける場合にあっては、この限りでない。
- (c) 燃焼空気取入口の大きさは、強制排気式の場合、排気筒断面積以上とすること。
- (エ) 放射型サウナ室内の電気配線及び器具等 放射型サウナ室内の電気配線及び器具等は、2、(2)、ア、(エ)を準用すること。
- (オ) 放射型ガスサウナ設備に設ける消防用設備等
 - a 放射型ガスサウナ設備に設ける消防用設備等は、2、(2)、ア、(オ)を準用すること。
 - b 燃焼制御室を地階に設ける場合には、次によりガス漏れ検知器を設けること。ただし、政令第21条 の2に定める技術上の基準に基づくガス漏れ火災警報設備が設置されている場合は、この限りでない。◆
 - (a) 燃焼制御室には、省令第24条の2の3第1項第1号に定める技術上の基準の例により、ガス漏れ 検知器を設けること。
 - (b) ガス漏れ検知器が作動した場合に、作動の確認ができる装置を、常時従業員等がいる場所に設けること。
- (カ) 放射型サウナ室の標識は、次によること。 標識は2、(2)、ア、(カ)を準用すること。

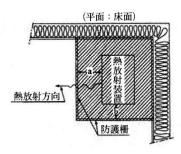




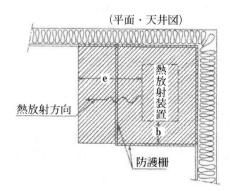


(単位:cm) 特定不燃材料で仕上げ なければならない範囲 a 30以上 b 10以上 c 60以上 d 100以下 e 90以上

第9-2図-1 熱放射装置に面する壁面の仕上げ

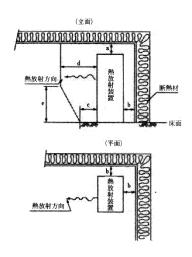


第9-2図-2 熱放射装置の床面の仕上げ



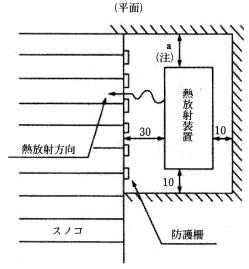
	(単位: c m)
	特定不燃材料で仕上げ
	なければならない範囲
а	30以上
b	10以上
С	60 以上
d	100以下
е	90 以上

第9-2図-3 熱放射装置に面する天井面の仕上げ



	(単位:cm)	
	離隔距離	
a	20以上	
b	10以上	
С	30以上	
d	d 60以上	
e 100以下		

第9-3図 天井、壁面等からの離隔距離



第9-4図 点検・管理空間(単位:cm)

- (注) 両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に熱放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。
 - 点検・管理空間 a =30以上
- ウ 対流型小規模サウナ室の設置要領
 - (7) 不特定の者が使用する対流型小規模サウナ室を設置する場所は、2、(2)、ア、(7)を準用すること。た

だし、対流型小規模サウナ室のうち1人用及び据え付け面積が 1 m^2 以下のものが、3 以下である場合は、 2 (2)、ア、(7)、a によらないことができる。

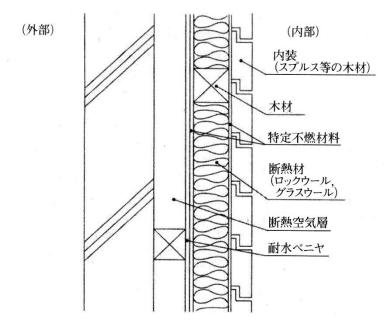
- (() 対流型小規模サウナ室を管理者が常時監視することが困難な場所に設置する場合は、次によること。
 - a 床、壁及び天井の仕上げを特定不燃材料とし、かつ、出入口とびらは常時閉鎖式防火戸とするとともにその他の開口部(換気口を除く。)は、網入りガラス戸とすること。
 - b 旅館等の一つの客室(附室がある場合を含む。)の壁及び床(直上階床を含む。)が耐火構造で、開口部が防火戸で他の部分と区画されている場合は、前aによらないことができる。
- (ウ) 対流型小規模サウナ室の設置方法は、次によること。
 - a 対流型小規模サウナ室は、設置する場所の壁面から10cm (2以上の対流型小規模サウナ室を接続する場合は30cm)以上、天井から20cm以上離して設置すること。
 - b 対流型小規模サウナ室を、2以上接続して設置する場合は、一の対流型小規模サウナ室について3 面以上の接続はできないものとし、対流型小規模サウナ室相互間に厚さ20mm以上の特定不燃材料を設 けること。(別図第9-11参照)
- (エ) 対流型小規模サウナ室の構造は、2、(2)、ア、(4)、f、i、及びjを準用するほか、次によること。
 - a 対流型小規模サウナ室を構成する床、壁及び天井の仕上げは、厚さ9mm以上の特定不燃材料(金属を除く。)を使用すること。この場合、容易に人が触れるおそれのある部分にあっては、特定不燃材料以外の材料で覆うことができる。
 - b 対流型小規模サウナ室の開口部(換気口を除く。)は、次によること。
 - (a) 出入口とびらは、常時閉鎖式防火戸又は別図第9-6及び7に示す「対流型サウナ室出入口とびら(その3)」と同等以上の防火性能を有するものであること。
 - (b) 出入口とびらののぞき窓は、Fixの網入りガラスを使用し、600cm以下のもの1箇所とすること。
 - c 対流型小規模サウナ室の換気用の給排気口の開口面積は、それぞれ床面積1 m 当たり 2 cm 以下とすること。
 - d 換気口を除き、長時間使用しても全体的に気密性が保たれること。
 - e 対流型小規模サウナ室の外部の表面温度は、60℃を超えるおそれがないようにすること。
- (オ) 対流型電気サウナ設備の構造及び設置位置は、2、(2)、ア、(ウ)、a及びc、(c)並びにc、(d)を準用するほか、次によること。
 - a 対流型電気サウナ設備の周囲は、10cm以上の空間を保つほか、対流型電気サウナ設備は、床面より 5 cm以上浮かして設置すること。
 - b 対流型電気サウナ設備に面する可燃性の部分は、特定不燃材料で保護するとともに熱の対流が良好で周囲の可燃物が局部的に過熱されるおそれのないようにすること。
- (カ) 対流型小規模サウナ室内の電気配線及び器具等は、2、(2)、ア、(エ)を準用するほか、制御箱等が湿気の多い場所又は水気の多い場所に設けられる場合は、防湿措置を施すこと。
- (キ) 対流型小規模サウナ室に設ける消防用設備等は、次によること。
 - a 対流型小規模サウナ室の近くに電気火災に適応する消火器具を設けること。
 - b 管理者が常時監視することが困難な場所に設置する対流型小規模サウナ室は、2、(2)、(2)、(2)、(3)、(4)、(5) を準用すること。
- (ク) 対流型小規模サウナ室の標識は2、(2)、ア、(カ)を準用すること。
- エ 放射型小規模サウナ室の設置要領
 - (ア) 放射型小規模サウナ室を設置する場所は2、(2)、ウ、(ア)を準用すること。
 - (f) 放射型小規模サウナ室を管理者が常時監視することが困難な場所に設置する場合は、2、(2)、ウ、(f) を準用すること。
 - (ウ) 放射型小規模サウナ室の設置方法は2、(2)、ウ、(ウ)を準用するほか、次によること。
 - 放射型小規模サウナ室の壁(出入口とびらを含む。)に換気用の給排気口を設ける場合は、壁面から15cm(2以上の放射型小規模サウナ室を設置する場合は45cm)以上、天井に設ける場合は、天井から40cm以上離して設置すること。ただし、換気用の給排気口に面する天井部分に、放射型サウナ設備の放熱を有効に遮熱できる防熱板を天井面より15cm以上離して設ける場合はこの限りでない。
 - 広射型小規模サウナ室の構造は2、(2)、ウ、(二)、a、b、c及びdを準用するほか、次によること。放射型小規模サウナ室の外部の表面温度は、70℃を超えるおそれがないようにすること。
 - (対) 放射型小規模サウナ室の構造及び設置位置は 2、(2)、(2)、(2)、(3)、(3) (3) (4) (3) を準用するほか次によること。

- a 放射型電気サウナ設備には、異常に温度上昇した際、自動的に電源を遮断することができる自動 停止装置を設けること。この場合、自動停止装置の温度検出装置は、自動復帰しないこと。
- b 放射型電気サウナ設備に長時間の通電放置を有効に防止するため、自動的に電源を遮断できる装置を設けた放射型小規模サウナ室を、2、(2)、 \dot{p} 、(4)、a 又はb に定める場所に設置する場合においては、放射型小規模サウナ室の構造を2、(2)、 \dot{p} 、(x) 、x 、x 、x 、x 、x 、x とび x に及び x によらないことができる。
- c 放射型電気サウナ設備に面する可燃材料と放射型電気サウナ設備との離隔距離は、放射型電気サウナ設備に面する可燃材料の部分の表面温度が、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)別表8、2、[26]、ハ及び二において、それぞれ次の(a)及び(b)に適合することにより定まるものであること。
 - (a) 平常温度上昇の場合、95℃以下であること。
 - (b) 異常温度上昇の場合、150℃以下であること。 なお、この場合の基準周囲温度は、30℃とする。
- (カ) 放射型小規模サウナ室内の電気配線及び器具等は、2、(2)、ウ、(カ)を準用するほか、次によること。 放射型小規模サウナ室において、電線の導体許容温度及び周囲温度により、火災予防上支障ない場合はこの限りでない。
- (キ) 放射型小規模サウナ室に設ける消防用設備等は、2、(2)、ウ、(キ)を準用すること。
- (ク) 放射型小規模サウナ室の標識は、2、(2)、ウ、(カ)を準用すること。

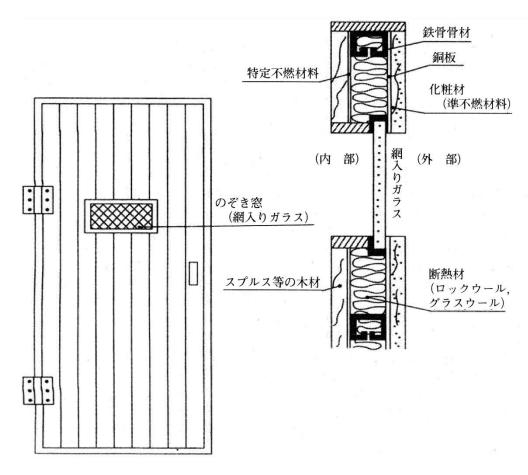
オ その他

使用温度(天井付近の温度)は、サウナ室にあっては、110℃を、小規模サウナ室にあっては、90℃ をそれぞれ超えないこと。

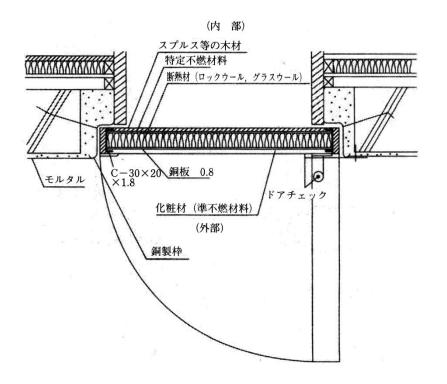
(3) 一般住宅及び共同住宅に設置する電気サウナのうち、電気サウナバス適合品については、本基準によらないことができる。ただし、設置する部屋の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場所に設置すること。◆



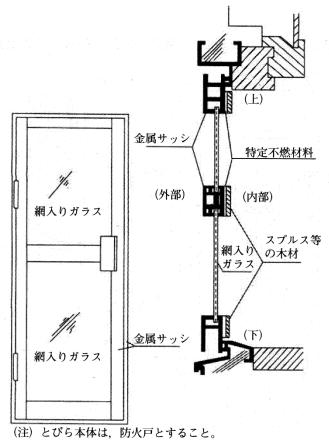
別図第9-1 対流型サウナ室及び対流型サウナ室の前室の壁体



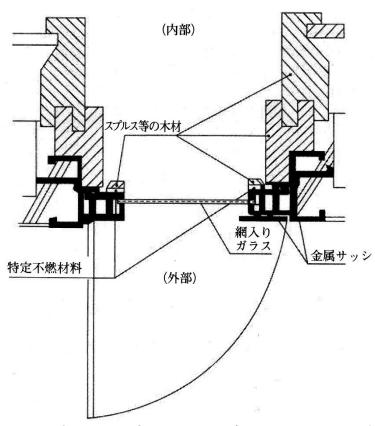
別図第9-2 対流型サウナ室の出入口とびら(その1)



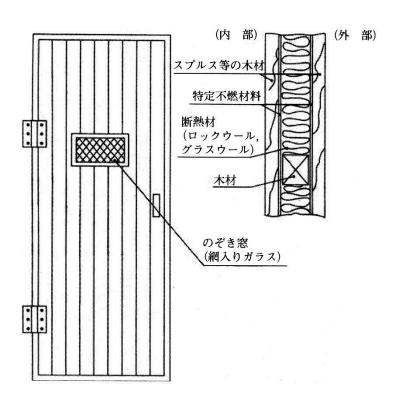
別図第9-3 対流型サウナ室の出入口とびら(その1)取付方法



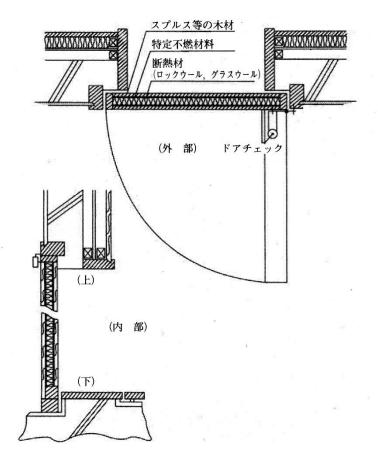
別図第9-4 対流型サウナ室の出入口とびら(その2)



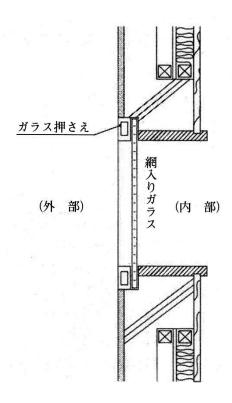
別図第9-5 対流型サウナ室の出入口とびら(その2)取付方法



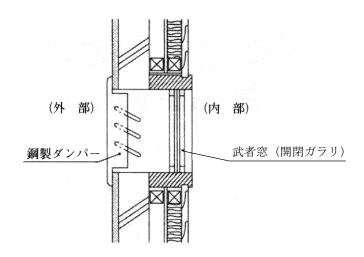
別図第9-6 対流型サウナ室の出入口とびら(その3)



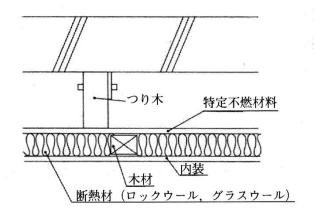
別図第9-7 対流型サウナ室の出入口とびら(その3)取付方法



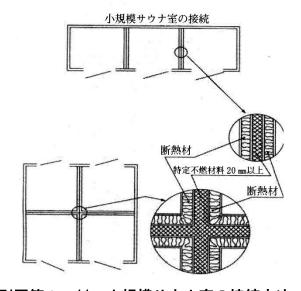
別図第9-8 洗場に面する開口部の構造



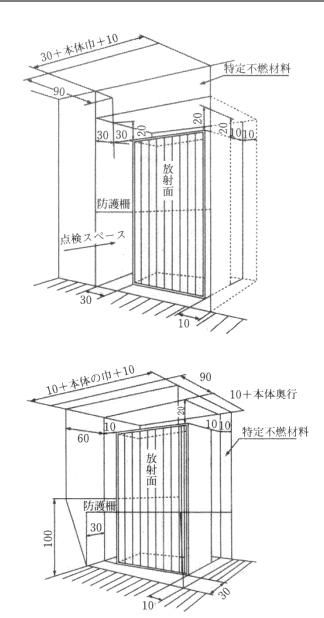
別図第9-9 換気口の構造



別図第9-10 対流型サウナ室の天井等の構造



別図第9-11 小規模サウナ室の接続方法



別図第9-12 放射型ガスサウナ設備の設置例(単位:cm)